

17 学校教育の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

- (1) 主体的・対話的で深い学びを実現するためのアクティブ・ラーニングの充実や、多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育の推進及びチーム学校の実現に向けた次世代の学校指導体制の基盤整備を推進するため、教職員配置のさらなる充実を図るとともに、安定的に教職員の採用及び配置が行えるよう、義務標準法の改正を含めた新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、その実現を図ること。
- (2) いじめや不登校を始めとする児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動、並びにいじめ防止対策推進法を推進するための附属機関等を運営するために必要となる財政措置を確実に講じること。

(背景)

- アクティブ・ラーニングの充実に向けた環境整備や、いじめ・不登校等への対応、通級による指導教員の配置を始めとした特別支援教育の充実、外国人児童生徒等への日本語指導の充実、へき地教育の振興など、多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育の推進が求められている。さらに養護教諭、事務職員、栄養教諭等の役割の高まりなど「チーム学校」の実現に向けた次世代の学校指導体制の基盤整備を推進するためには、義務標準法の改正を含めた新たな教職員定数改善計画が早期に策定、実現されることが必要である。
- とりわけ、本県の公立小中学校に在籍する日本語指導を必要とする児童生徒は全国最多であり、日本語指導を担当する教員の配置は未だ不十分で、本県の特殊事情への対応のためには、さらなる充実が必要である。
また、通級指導教室は、現在、自校内通級、他校通級、担当教員の巡回通級など工夫を凝らし、できるだけ多くの児童生徒の指導を行っているが、市町村の設置希望に応えきれておらず、通級指導を受けている児童生徒数の比率においても本県は全国比較で平均を下回っている状況にあり、一層の充実が必要である。
さらに、本県においては、小学校第2学年及び中学校第1学年で35人学級を実施しているところであるが、地方財政は厳しく、これ以上拡大することは困難な状況であり、35人学級編製の法制化による少人数学級推進の検討が必要である。
- 本県では、スクールカウンセラーを中学校については全ての学校に、小学校については4校に一人配置し、学校の教育相談体制の充実に大きな役割を果たしていることから、引き続きスクールカウンセラーの有効活用を図っていく必要がある。また、家庭環境など複雑な背景を抱える児童生徒に対して支援を行うスクールソーシャルワーカーの有効活用も必要である。しかしながら、近年の補助額は要綱で定める額を下回っている。また、高等学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や、いじめ防止等の対策を推進するための附属機関等の設置・運営に対しても十分な財政措置が必要である。

(参 考)

◇ 国の教職員定数改善計画の状況

- ◆H5～12 6次改善計画・・・改善総数 30,400人
- ◆H13～17 7次改善計画・・・改善総数 26,900人
- ◆H18以降

(震災復興支援分を除く)

・平成18年度の改善 (合理化減と同数の改善)	《改善総数 329人》	・平成23年度の改善	《改善総数2,300人》
・平成19年度の改善 (合理化減と同数の改善)	《改善総数 331人》	・平成24年度の改善	《改善総数2,800人》
・平成20年度の改善 (うち純増1,000人、合理化減による改善195人)	《改善総数1,195人》	・平成25年度の改善 (うち純増800人、合理化減による改善600人)	《改善総数1,400人》
・平成21年度の改善 (うち純増800人、合理化減による改善200人)	《改善総数1,000人》	・平成26年度の改善 (うち純増303人、合理化減による改善400人)	《改善総数 703人》
・平成22年度の改善	《改善総数4,200人》	・平成27年度の改善 (うち純増500人、合理化減による改善400人)	《改善総数 900人》
		・平成28年度の改善	《改善総数 525人》

◇ スクールカウンセラーの配置の推移

(単位：校)

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
中学校	130	180	237	302	304	303	303	303	304	304	307	307	306	306
内 訳	継 続	80	130	180	237	302	303	303	303	304	304	307	306	306
	新 規	50	50	57	65	2	0	0	0	1	0	3	0	0
小学校	—	—	—	—	70	70	70	144	161	173	181	189	196	196
高等学校	21	21	21	21	21	21	21	23	30	30	30	30	53	53

※小・中学校は市町村立（名古屋市立を除く）、高等学校は県立